

令和7年第1回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 令和7年 2月20日 午前10:00

○散 会 午後 2:06

○出席議員（15名）

1 番 菅原理恵子	2 番 鈴木壮二	3 番 藤原仁美
4 番 戸田俊樹	7 番 堀井克見	8 番 藤原典男
9 番 中川光博	10 番 鈴木司	11 番 菅原秀雄
12 番 石井和人	14 番 鏡仁志	15 番 菅原龍太郎
16 番 伊勢潤	17 番 佐藤敏雄	18 番 小林悟

○欠席議員（2名）

6 番 澤井昭二郎 13 番 西村武

○説明のための出席者

市 長 鈴木雄大	副 市 長 鎌田雅人
教 育 長 吉原慎一	総 務 部 長 千葉秀樹
市民生活部長 菅生司	福祉保健部長兼福祉事務所長 伊藤佐和子
産業振興部長 古畑範行	建 設 部 長 畠山修
教 育 部 長 佐々木涉	総 務 課 長 古仲淳
企画政策課長 石井恵子	財 政 課 長 伊藤強
健康長寿課長 渋谷比奈子	子育て応援課長 金美妃
都市建設課長 菅原撰	上下水道課長 永井英明
文化スポーツ課長 畠山ひとみ	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 安田秀樹 議会事務局次長 澁谷睦子

令和7年第1回潟上市議会定例会日程表（第1号）

令和7年2月20日（1日目）午前10時00分開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長施政方針、教育長教育行政方針）
- 日程第 5 議案第 2号 潟上市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 6 議案第 3号 潟上市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例及び潟上市水道水源保護条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 7 議案第 4号 潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 8 議案第 5号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第 6号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 10 議案第 7号 潟上市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 11 議案第 8号 潟上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 12 議案第 9号 潟上市市税条例及び潟上市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 13 議案第 10号 潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 14 議案第 11号 潟上市体育施設条例の一部を改正する条例（案）について

- 日程第 1 5 議案第 1 2 号 潟上市敬老祝い金条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 6 議案第 1 3 号 潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 7 議案第 1 4 号 潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 8 議案第 1 5 号 潟上市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 9 議案第 1 6 号 潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 0 議案第 1 7 号 潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 1 議案第 1 8 号 潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 潟上市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 市道路線の廃止及び変更について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 令和 6 年度潟上市一般会計補正予算（第 8 号）（案）について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 令和 6 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 令和 6 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 令和 6 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 令和 6 年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 令和 6 年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について

- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 令和 6 年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第 1 号）
（案）について
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 令和 6 年度潟上市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
（案）について
- 日程第 3 2 議案第 2 9 号 令和 7 年度潟上市一般会計予算（案）について
- 日程第 3 3 議案第 3 0 号 令和 7 年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）に
ついて
- 日程第 3 4 議案第 3 1 号 令和 7 年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）につ
いて
- 日程第 3 5 議案第 3 2 号 令和 7 年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）につい
て
- 日程第 3 6 議案第 3 3 号 令和 7 年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 3 7 議案第 3 4 号 令和 7 年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）につ
いて
- 日程第 3 8 議案第 3 5 号 令和 7 年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 3 9 議案第 3 6 号 令和 7 年度潟上市水道事業会計予算（案）について
- 日程第 4 0 議案第 3 7 号 令和 7 年度潟上市下水道事業会計予算（案）について
- 日程第 4 1 予算特別委員会の設置について
- 日程第 4 2 予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について
- 日程第 4 3 同意第 1 号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の推薦について
- 日程第 4 4 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 5 陳情第 1 号 「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に關す
る陳情書
- 日程第 4 6 陳情第 2 号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見
書」の採択を求める陳情書
- 日程第 4 7 陳情第 4 号 加齢による難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創
設を求める陳情

午前10時00分 開会

○議長（小林悟） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は15名であります。

6番澤井昭二郎議員、13番西村武議員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第1回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

【日程第1 会議録署名議員の指名】

○議長（小林悟） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、9番中川光博議員、10番鈴木司議員を指名します。

【日程第2 会期の決定】

○議長（小林悟） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月13日までの22日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林悟） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月13日までの22日間に決定しました。

【日程第3 諸般の報告】

○議長（小林悟） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配布したとおりであり、朗読、説明は省略します。

【議会運営委員会の報告】

○議長（小林悟） 次に、議会運営委員長からの報告を行います。2番鈴木議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（鈴木壮二） 皆さんおはようございます。

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、2月13日に提出予定議案、会期日程等を議題として、委員、正副

議長、当局から説明員として総務部長、総務課長、財政課長の出席の下に開催しております。

2月18日には、一般質問の取扱いのほか、議事日程及び議案等の付託を議題として、委員、正副議長の出席の下に開催しております。

本定例会の運営についてご報告いたします。

はじめに、予算特別委員会の設置について申し上げます。

当局から大綱説明を受けた後に予算特別委員会を設置し、関係議案を特別委員会へ付託する予定です。その後、3月3日に特別委員会を開催し、補足説明、大綱質疑を行い、終了後、各常任委員会からなる分科会にて詳細に審査する予定です。また、本会議最終日の午前に特別委員会を開催し、各分科会報告、質疑、討論、採決の順に行う予定となっております。本会議最終日は午後から開催する予定で、予算以外の議案等については各常任委員会報告、質疑、討論、採決の順に行い、予算議案については特別委員会報告、討論、採決の順に行う予定となっております。

なお、予算特別委員会は議場において開催し、当局の説明員については本会議と同様の取扱いとなりますので、よろしく願いいたします。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので、ご確認ください。

なお、同意第1号、諮問第1号は、初日審議となります。

陳情について申し上げます。

陳情については、お手元に配布の陳情文書表のとおり所管の常任委員会へ付託することといたします。

また、議会運営委員会では、令和6年陳情第15号と令和7年陳情第3号の取扱いについては、常任委員会へは付託せず、全議員に配布のみとすることといたしました。皆様のお手元にお配りしておりますので、ご確認ください。

発議について申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律の施行及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、潟上市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正いたします。

最終日に議員発議として取り扱うことといたしますのでよろしく願いいたします。

一般質問について申し上げます。

一般質問については、7名の通告者がありました。

抽選の結果、2月27日木曜日の1番目に10番鈴木司議員、2番目に1番菅原理恵子議員、3番目に12番石井和人議員、4番目に15番菅原龍太郎議員、2月28日金曜日の1番目に8番藤原典男議員、2番目に3番藤原仁美議員、3番目に13番西村武議員となりました。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査について申し上げます。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査は、各委員会とも3月3日月曜日の特別委員会全体会終了後からの開会といたします。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（小林悟） これで諸般の報告を終わります。

【日程第4 行政報告】

○議長（小林悟） 日程第4、市長の施政方針の報告を行います。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） おはようございます。

令和7年第1回潟上市議会定例会の開会にあたり、市政の所信と令和7年度予算編成の概要を申し上げます。

令和3年4月に潟上市長に就任し、任期の最終年度である令和6年度は、4月に愛媛県・高知県で、8月には宮崎県で震度6の地震が発生したほか、能登半島や県内を含む全国各地において豪雨災害が発生するなど、災害の少ない本市とはいえ、いつにも増して地域の防災について深く考えさせられるとともに、その対策強化に努めた1年でありました。

また、令和6年度に新たな取組としてスタートさせた、ふるさと応援大使制度では、本市にゆかりがあり、様々な分野で活躍されている方々からふるさと応援大使として、本市のPRに貢献いただいたことに加え、10月には、市民センター「かたりあん」において、アイドルグループAKB48の公演が開催されるなど、様々な場面において、本市の知名度向上に向けた取組を進めてまいりました。その効果の一つとしては、ふるさと納税による本市への寄附額が大幅に増額していることが挙げられ、少しずつではありますが、本市の知名度が全国的にも広がりつつあると認識できた年でもあり、更なる取組を進める必要性を強く実感したところであります。

一方で、不安定な国際情勢や国際的な原材料価格の上昇、円安などを要因とした物価

高騰は、本市市民のみならず、多くの生活者に強い影響を与えております。

こうした状況において、国における令和7年度の経済見通しでは、総合経済対策の効果が下支えとなって、賃金上昇が物価上昇を上回り、個人消費が増加するとともに、企業の設備投資も堅調な動きが継続するなど、引き続き、民間需要主導の経済成長となることが期待されるとしております。しかしながら令和7年度の実質GDP成長率を1.2パーセント程度、名目GDP成長率を2.7パーセント程度、消費者物価は2.0パーセント程度上昇すると見込んでいるものの、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等の影響には、十分注意する必要があるとしております。

本市においては、国や県の動向等を鑑みながら、引き続き「稼げる力」「支える力」「考える力」を重点施策の3つの柱に据えるとともに、計画期間の最終年を迎える第2次潟上市総合計画後期基本計画や第2次潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標実現を図りつつ、市民が幸せを実感し、誇りや生きがいをもって暮らせる魅力あふれるまちづくりを推進してまいります。

次に令和7年度予算編成について申し上げます。

本市の令和7年度当初予算は、4月に市長改選期を迎えることから骨格予算として編成しておりますが、継続して取り組むべき事業のほか、重要課題として取り組むべき事業については、予算計上しております。

一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ166億5,000万円で、前年度と比較して11億3,200万円、7.3パーセント増となっております。

前年度当初予算と比較して、普通建設事業費の増のほか、人件費の上昇、物件費では、物価高騰とそれらを要因とする各種委託料等の増、扶助費では、国の少子化対策の影響により児童手当が増となっております。市税収入は、引き続き、安定しているものの、歳出の増に伴い、財政調整基金を取り崩しての対応となっております。市債では、臨時財政対策債を皆減、事業債はプライマリーバランス黒字化継続のため、発行額を元金償還額以下とし、健全な財政運営を目指してまいります。

次に、令和7年度の重点施策等について申し上げます。

はじめに、「稼げる力」の創造についてであります。

地域活力の源となる地域産業においては、先人から受け継がれてきた地域資源の活用や付加価値の向上による農林水産業の生産拡大に加え、特産品の開発や販路拡大、地域ブランド等のPR強化を図るとともに、雇用創出のための環境整備が重要であります。

このため、農業振興については、主食用米からの作付け転換や食料自給率の向上を図るため、農業協同組合や集荷事業者、農業者と連携を図り、高収益作物の導入や転換作物等の付加価値向上による収益力強化に向けた産地づくりを推進してまいります。

また、担い手の高齢化や人口減少により農業従事者の減少が深刻化する中、地域農業の維持・発展を図るため、スマート農業の普及拡大による農作業の省力化、コスト削減、生産性の向上を図り、経営力の高い担い手の確保・育成に努めてまいります。

水産業の振興については、水産資源の確保・拡大を図るため、海水面、内水面において実施している放流事業を引き続き支援することによりつくり育てる漁業を推進してまいります。

地域経済の活性化に向けた商工業の振興においては、経営基盤の強化に向けて、成長意欲の高い事業者に対し中小企業等稼げる力創出事業や起業・創業支援事業などを活用した生産性の向上を推進するとともに、ふるさと納税の返礼品の磨き上げやPRの強化により、販路拡大を支援してまいります。

また、地域における雇用の場の確保に向けて、引き続き、企業誘致に取り組むとともに、市役所内に開設している無料職業紹介所において、市民への就業あっせんを行ってまいります。

観光の振興については、かたがみ三大まつりや道の駅での魅力あるイベントの開催など本市の発信に努め、交流人口の拡大を図ってまいります。

次に、「支える力」の創造についてであります。

社会インフラの整備のほか、少子高齢化や人口減少への対応、移住者の増と定住の推進などを通じて、行政や市民、各種団体、民間事業者等が連携して地域社会を支える体制を強化し、感染防止対策、市民の生命や財産、健康、子育て・教育環境など、誰もが生き生きと夢や希望、誇りをもって暮らせるための「支える力」の創造に努めてまいります。

このため、本市では、生活困窮者自立支援法に基づき、一体的かつ計画的に生活困窮者個人の様々な生活課題の解決に取り組むことで、困窮状態からの早期脱却を支援しているほか、長期離職者や対人関係の不安等から、就労に向けた準備が必要な方に対し、一般就労に向けた日常生活自立・社会生活自立・就労自立の訓練ができる場を提供するため、引き続き生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業に取り組んでまいります。

市民の健康づくりについては、健康診査やがん検診の受診を勧奨するとともに、検診

を受けやすい体制を整え、疾病の早期発見・早期治療につなげるほか、一人一人が心身ともに健康で生活の質の向上に取り組めるよう健康意識の啓発に努め、市民の健康づくりをより一層推進してまいります。

また、感染症の予防と拡大防止のため、国や県、関係機関等と連携し、各種予防接種の機会を確保するとともに、ワクチン接種費用の助成を行い、市民の経済的負担の軽減に努めており、季節性インフルエンザワクチン接種では、定期接種対象の方のうち、80歳以上の方を対象に接種費用の助成額を新たに増額することで、高齢者の更なる経済的負担の軽減を図ってまいります。

こども・子育て支援施策については、潟上市こども計画（仮称）を策定し、こどもまんなか社会の実現に向けて、本市の子育て・教育保育・福祉・若者支援を総合的かつ計画的に進めてまいります。

これまで個別に設置しておりました子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を一体化したこども家庭センター（仮称）を新たに開設し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象に、個々の課題とニーズに応じた助言や支援を行い、子育てに困難を抱える家庭への相談支援体制の強化に取り組んでまいります。

また、妊婦の健康管理と胎児異常の早期発見のため、妊婦健診時に超音波検査を新たに追加し、その費用を助成するほか、生後1か月児健康診査費を助成し、子育て家庭の経済的負担を軽減するとともに医療機関等との早期支援体制の構築を図ってまいります。

公立教育保育施設の民営化については、今後の児童等の推移及び保育需要の地域偏在を踏まえた公立施設の適正配置と運営の在り方について調査検討を重ね、潟上市公立保育所・認定こども園等の再編に関する基本方針を策定した後、追分保育園の民営化及び教育保育施設の統合を進めていくこととしており、保護者及び関係者の方からご理解を得られるよう説明を尽くしてまいります。

市内4か所にある地域子育て支援センターは、令和7年度から昭和子育て支援センターに集約し、各地区で出張ひろばを開設するなど、本市の子育て支援拠点として機能の充実に努めてまいります。

本市への新しい人の流れをつくり、移住者の増加と定住につなげるためはじめての潟上暮らし応援成金などによる支援の継続と、移住者が求める情報の発信を行ってまいります。加えて、首都圏在住の若者を対象とした交流事業を積極的に展開するなど、関係人口の増加に向けた取組を進めてまいります。

災害・防災対策については、近年の激甚化・頻発化する豪雨災害や大規模な地震などに対する備えと、市民の安全・安心の確保に向け、緊急地震速報や津波情報のほか、弾道ミサイル情報など、国から発信される緊急情報について、迅速かつ確実に伝達する全国瞬時警報システム（Jアラート）を更新し、防災行政無線と併せ情報伝達手段の確保に努めてまいります。

広域化に向けた取組では、将来にわたり、消防力を維持・強化するため、男鹿・湖東地区消防広域化協議会において、引き続き、男鹿地区消防本部と湖東地区消防本部の統合に向けた具体的な協議を継続してまいります。

また、ごみの広域処理については、持続可能なごみの適正処理の確保に向け、秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロック広域化協議会において協議を継続しており、中間報告での取組の骨子に基づき、各市町村議会からの意見を踏まえ、今後、ごみ処理の広域化に係る協定を締結した上で、引き続き協議を進めてまいります。

し尿及び浄化槽汚泥の広域処理については、既存施設の老朽化等の現状、適正な整備運営及びし尿処理財源の減少に鑑み、人口減少下にあっても持続可能な公共サービスの質的安定と効率化に資することを目的に、秋田市・男鹿市・潟上市し尿等広域処理連絡協議会において、引き続き秋田市汚泥再生処理センターでの広域処理に向けた協議を進めてまいります。

次に、「考える力」の創造についてであります。

地域の特性を生かしたまちづくりや複雑多様化する市民ニーズへの柔軟な対応と地域課題の解消のためには、市職員自らが考え行動することはもとより、市民の積極的なまちづくりへの参画が不可欠となることから、潟上市自治基本条例に基づき、市民・市議会・行政がそれぞれの役割を分担しながら互いに協力しあう、参画と協働のまちづくりを推進してまいります。

また、若年層のまちづくりへの参画を促すため、高校生・大学生等のZ世代による活動の場として取り組んでおりますZ世代活躍課プロジェクトを継続することで、参画と協働のまちづくりを一層推進してまいります。

さらに、本市における様々な行政サービスを持続的に維持するため、行政手続の簡素化や事務の効率化を図るとともに、潟上市DX推進計画に基づき、デジタル技術の戦略的な活用により、市民の利便性の向上を図りながら、AIを活用した業務の効率化・高度化についても検討を進め、将来にわたり持続的かつ安定した市民サービスの提供に努

めてまいります。

次に、特別会計予算及び企業会計予算について申し上げます。

両会計を合わせた総額は108億5,704万4,000円で、前年度と比較して2億1,180万1,000円、2パーセント減となっております。

このうち、社会保障関係の3特別会計予算総額は80億5,189万6,000円、企業会計のうち水道事業会計の予算総額は11億3,365万6,000円、下水道事業会計の予算総額は16億7,034万5,000円となっております。

以上が、令和7年度の施政方針及び重点施策であります。

私が市長に就任して以来、「進化する潟上」の創造を目指してまいりました。その中で、ふるさと潟上の将来を見据えた「稼げる力」「支える力」「考える力」を重点施策の3つの柱として、市民の皆様が幸せを実感し、誇りや生きがいをもって暮らせる、魅力あふれるまちづくりを、市役所の組織を挙げてスピード感をもって推進してまいりました。

また、主役である市民の皆様が目線に立ちながら、あらゆる場面において、しっかりと説明責任を果たすとともに、既存の施策・事業においては、評価・検証に基づく大胆な見直しを実行することで、限られた行財政資源の選択と集中による市政課題の解決に邁進してまいりました。

今後ともこうした姿勢を貫きながら、市民と市議会、行政の協働により、市政のかじ取り役として「進化する潟上」の創造に向け、誠心誠意、取り組んでまいります。

私からは以上であります。

【教育行政報告】

○議長（小林悟） 次に、教育行政方針の報告を行います。吉原教育長。

○教育長（吉原慎一） 市長の施政方針に引き続き、教育委員会から教育行政を進めるにあたっての方針を述べさせていただきます。

昨今の国内外の情勢を俯瞰してみますと、社会が複雑化し、先行き不透明で予測困難な時代を迎えているという感を強くいたします。このような社会情勢の中で教育が果たすべき役割は、これまでもまして、大きく、重要になってくると思われまます。

すなわち、子どもたち一人一人に、多様な人々と協働しながら社会的変化をたくましく乗り越えていく生きる力を養うことがさらに強く求められてくると考えています。

本市の教育においては、子どもたちがふるさとや人々とつながる中で、深い学びを実

現できるようにしたいと思っております。本市の教育モットーである「勉強が好き。友だちが好き。まちが好き。」と言える子どもたちを育てていくことが、持続可能な社会を担う人材の育成につながるものと考えており、その実現のため、次のとおり取り組んでまいります。

はじめに、学校教育の充実について申し上げます。

就学前後の教育につきましては、幼児期から小・中学校への育ちと学びをつなぎ、他者につながり、学びを楽しむ子どもたちを育ててまいります。そのために幼児期で育まれた資質・能力を踏まえて小学校教育が行われるよう架け橋カリキュラムを作成し、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を図ってまいります。また、教育・保育アドバイザーを配置し、児童生徒や教職員の創意あふれる交流や連携を支援することを通して、子どもの育ちや学びの連続性・継続性を大切にした一貫性のある指導の充実を図ります。

小・中学校におきましては、73年の歴史と伝統を刻む東湖小学校が閉校し、天王小学校と東湖小学校は4月1日に統合いたします。東湖小学校においては3月27日に閉校式を行います。

追分小学校については、児童数の増加に対応するため校舎を増築する準備を進めております。

市内では児童生徒数の減少が広域的に進んでいる状況でありますので、引き続き、義務教育学校や小中併設校など様々な学校の在り方を調査するとともに、次代を担う子どもたちのため、よりよい教育環境の整備と学校教育の充実を図ってまいります。

また、児童生徒が気軽に相談できる環境整備や支援体制構築のために、子どもと親の相談員や心の教室相談員、スクールカウンセラーを配置し、児童・生徒の悩みに寄り添い、保護者や関係機関と連携しながら、いじめや不登校の未然防止及び早期発見、即時対応に努めてまいります。

さらに、潟上に生まれ、学んだことを誇りに思い、将来は地元のために貢献しようと思える人材育成に努めてまいります。そのための方策の一つとして、総合的な学習の時間を軸に、地域の自然や文化、先人の偉業等に触れる体験の充実を図り、地域の課題について探究し、地域社会に積極的に参画する意識を高めるよう取り組んでまいります。

次に、生涯学習、芸術・文化活動、生涯スポーツの推進について申し上げます。

市民一人一人が、いつでも自由に学習機会を選択し学ぶことができるよう、第4次潟上市生涯学習推進計画に基づき、学習機会の提供と情報発信を充実させ、生涯学習及び

社会教育を推進してまいります。

市民センター「かたりあん」を拠点として、各市民センターにおいても多様な学習に親しむ機会の充実を図り、さらに地域の活性化につながる情報の提供、相談できる体制・環境づくりに努めます。

図書館については、子どもの読書活動の推進を図るとともに、市民が読書に親しみやすい環境を整えてまいります。

また、次代を担う子どもたちが心を豊かに育むことができるよう、遊びを通じた児童館事業の充実に努めます。

さらに、市民の誰もが生涯を通じてスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、運動の習慣化、健康と体力づくりへの意識が高まるよう、スポーツフェスティバルを開催するほか、関係機関と連携し各種スポーツ大会を実施します。

市内体育施設においては、管理運営面でも指定管理者と連携し、ハード・ソフト両面で市民がより安全に、より快適に利用できるようサービスの向上を図り、スポーツ環境の充実に努めます。

次に、中学校部活動の地域移行について申し上げます。

少子高齢化が進む中、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、現在、休日の部活動地域移行を段階的に進めております。今後は、先行移行している部活動の状況を検証し、検討委員会の皆様の意見を参酌しながら、子どもたちが引き続きスポーツや文化芸術活動に親しめるよう環境の整備を進めてまいります。

最後に、日頃からの議員各位のご指導と市民の皆様のご協力に心から感謝申し上げ、また、今後のご支援とご協力をお願い申し上げます。令和7年度の教育行政の方針といたします。

私からは以上であります。

○議長（小林悟） これで施政方針、教育行政方針の報告を終わります。

【日程第5 議案第2号 潟上市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林悟） 日程第5、議案第2号 潟上市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第2号について、当局より提案の理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、ピンク色の表紙の説明資料の1ページをお開き願います。

議案第2号 潟上市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、刑法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてでございますが、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることから、条例中、懲役及び禁錮を規定している箇所を拘禁刑に改めるもので、この条例のほか、四つの条例を改正するものでございます。

なお、この条例は令和7年6月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託とします。

【日程第6 議案第3号 潟上市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例及び潟上市水道水源保護条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林悟） 日程第6、議案第3号 潟上市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例及び潟上市水道水源保護条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第3号について、当局より提案理由の説明を求めます。畠山建設部長。

○建設部長（畠山修） それでは、説明資料の2ページをお開き願います。

議案第3号 潟上市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例及び潟上市水道水源保護条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、議案第2号と同様、刑法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてでございますが、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることから、条例中、懲役を規定している箇所を拘禁刑に改めるものでございます。

なお、この条例は令和7年6月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は産業建設常任委員会へ付託とします。

【日程第7 議案第4号 潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林悟） 次に、日程第7、議案第4号 潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第4号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、説明資料の3ページをお開き願います。

議案第4号 潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に鑑み、子の年齢に応じた働き方を実現するための措置を拡充するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてでございますが、時間外勤務免除の対象となる職員の範囲について、3歳未満の子を養育する者から年度末時点で小学校就学始期に達する6歳までの子を養育する者に改めるものでございます。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託とします。

【日程第8 議案第5号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林悟） 次に、日程第8、議案第5号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第5号について、当局より提案理由の説明を求めます。古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行） それでは、説明資料の4ページをお開き願います。

議案第5号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、鳥獣被害対策実施隊員の処遇改善を図るために必要な措置として、当該隊員に支給する報酬等を改めるため、条例の関係部分を改正するものでございます。

主な改正内容についてでございますが、潟上市鳥獣被害防止計画にて定められている対象鳥獣が出没した際の被害防止対策活動に対する隊員の費用弁償1,000円を、報酬日額3,000円に改めるものでございます。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。14番鑑仁志議員。

○14番（鑑仁志） 今、説明ありましたが、これ1,000円のを3,000円に改めるということでわかりますけども、この隊員は何名おられますかということを知りたい。隊員の数。

○議長（小林悟） 古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行） ただいまのご質問に対してお答えいたします。

隊員の数ですけれども、天王と、あと羽城と両方で59名になります。

以上です。

○議長（小林悟） よろしいですか。

○14番（鑑仁志） はい。

○議長（小林悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は産業建設常任委員会へ付託とします。

【日程第9 議案第6号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林悟） 次に、日程第9、議案第6号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第6号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、説明資料の5ページをお開き願います。

議案第6号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、秋田県人事委員会の勧告に鑑み、一般職の職員等の給料表の号給構成及び扶養手当の額等を改めるため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容についてでございますが、3級以上の職員に係る給料表の号級構成を改めるものでございます。

また、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の支給額を引き上げるほか、支給地域の見直しによる寒冷地手当を廃止するものでございます。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 扶養手当では配偶者のところが廃止、それから寒冷地手当を随時なくしていくということで、この背景というのは、このような政策の背景というのは何なのでしょう。

○議長（小林悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

この法改正の背景でございますが、国では社会や公務の変化に適した人事管理が求められる中、給与制度についても様々な課題があるということで、それを改善していくということでございます。

これにつきましては、令和5年度の勧告において主な取組事項が示されております。その後、令和6年の人事院勧告で成案が示され、令和7年4月から新制度が施行されるということで、今回の改正は国の制度改正に倣ってこのような見直しを行うものでございます。

○議長（小林悟） よろしいですか。

○8番（藤原典男） はい。

○議長（小林悟） ほかに。15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） 今回のこの改正によれば、子の扶養手当関係が増えるわけですが、それから、寒冷地等及び配偶者については減となるわけですが、これ全体としてどの程度人件費に影響を与えるものでしょうかお知らせ願います。

○議長（小林悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

扶養手当の対象者の変更による影響額でございますが、配偶者の扶養手当が約10万円ほどの減額となります。子の扶養手当につきましては、19万5,000円の増額になるということでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） 菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） すいません、寒冷地の方もちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（小林悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

寒冷地手当の影響額でございますが、支給対象者291名で、影響額が約9,600万円ほどの減額になるということでございます。

○議長（小林悟） ほかに質疑ございませんか。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） 失礼しました。私さっき9,600万と言いましたが、960万です。申し訳ございませんでした。

○議長（小林悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託とします。

【日程第10 議案第7号 潟上市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林悟） 次に、日程第10、議案第7号 潟上市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第7号について、当局より提案理由の説明を求めます。畠山建設部長。

○建設部長（畠山修） それでは、説明資料の6ページをお開き願います。

議案第7号 潟上市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、一般職の職員の給与改定に鑑み、企業職員に支給する手当に関する事項を改めるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてでございますが、一般職の職員の給与に関する条例に準じ、扶養手当及び寒冷地手当に関連する規定の整備を行うものでございます。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は産業建設常任委員会へ付託とします。

【日程第11 議案第8号 潟上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林悟） 次に、日程第11、議案第8号 潟上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第8号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、説明資料の7ページをお開き願います。

議案第8号 潟上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、国家公務員等の旅費支給規程の一部改正により、所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてでございますが、外国旅行の場合における日当等を支給する旅行地の区分を、改正前の国家公務員等の旅費支給規程で定める地域とするものでございます。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託とします。

【日程第12 議案第9号 潟上市市税条例及び潟上市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林悟） 次に、日程第12、議案第9号 潟上市市税条例及び潟上市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議

題とします。

議案第9号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、説明資料の8ページをお開き願います。

議案第9号 潟上市市税条例及び潟上市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてでございますが、両法律に条文が追加され、条ずれが生じたことに伴い、条例の引用箇所を改正するものでございます。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託とします。

【日程第13 議案第10号 潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林悟） 次に、日程第13、議案第10号 潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第10号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司） それでは、説明資料の9ページをお開き願います。

議案第10号 潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、秋田県から権限移譲を受けている興行場法に係る事務に関し、秋田県における興行場の経営の許可の申請に係る手数料の見直しに鑑み、当該手数料の額を改めるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてでございますが、興行場の経営の許可の申請に係る手数料の額を1件につき現行1万7,300円から2万2,000円に、臨時興行場又は仮設興行場の経営の許可の申請に係る手数料の額を1件につき現行8,650円から1万3,000円に引き上げるものでございます。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） 初めてこの興業場なんていう言葉を知ったわけですけども、過去におけるグリーンランドまつりやその他のイベント、興業者のイベントを開催して過去は1万7,300円であったというのを2万2,000円にするんだと。県からの権限移譲を受けているということなんですけれども、この値上げは便乗値上げということですか。それとも、手続上の煩雑さが伴うがゆえに、こういうふうには値上げをしたのか、その根拠を教えてくださいと思います。

○議長（小林悟） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司） ただいまのご質問についてお答えいたします。

県において興業場法施行条例の一部改正を行います。それに伴って本市の権限移譲を受けている手数料条例の改正を行うものでございます。

県の条例の改正理由でございますが、興業場の経営の許可の申請に対する審査に要する費用の適正な負担を確保するため、当該申請に係る手数料の額を引き上げる必要があるということでございます。

なお、手数料の時間が長くなったことと、人件費が上がったことにより、金額の見直し、引き上げを行うものでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） よろしいですか。

○4番（戸田俊樹） はい。

○議長（小林悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は社会厚生常任委員会へ付託とします。

暫時休憩します。11時10分までお願いします。

午前10時57分 休憩

.....
午前11時10分 再開

○議長（小林悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第14 議案第11号 潟上市体育施設条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林悟） 日程第14、議案第11号 潟上市体育施設条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第11号について、当局より提案理由の説明を求めます。佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木渉） それでは、説明資料の10ページをお開き願います。

議案第11号 潟上市体育施設条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、天王東湖体育館の設置に関し必要な事項を定めるため、条例の関係部分を改正するものでございます。

改正内容についてでございますが、第2条の表に（16）天王東湖体育館を加え、第7条使用料の別表第4中に同じく天王東湖体育館を追加するものでございます。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番藤原仁美議員。

○3番（藤原仁美） 利用条件等について、団体のみ使用可で事前予約が必要ということで、使用料についてはお幾らなのかということと、この施設に関して、ほかの体育館と一緒に指定管理の方法はとらなかったかということと、あと、鍵の引き渡し等は担当課がと書かれていますが、土日の使用したいときに関してはどのようにされるのかお伺いしたいです。

○議長（小林悟） 佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木渉） ただいまのご質問にお答えいたします。

利用に関しては団体のみという形です。

利用料金については、市内の方の場合は無料です。潟上市外の場合は1時間当たり、子どもの団体ですと1時間当たり220円、大人の団体ですと440円となります。

鍵の引き渡しについては、当然休みの日には鍵の引き渡しはできませんので、事前に平日の時間帯に取りに来てもらうような形になります。

指定管理については、現在の指定管理、今もう始まっておりますので、途中で加えるということは考えておりませんので、また、いつまで利用するかもわかりませんので、指定管理にはしておりません。

以上です。

○議長（小林悟） よろしいですか。

○3番（藤原仁美） はい。

○議長（小林悟） ほかにございませんか。12番石井和人議員。

○12番（石井和人） 同じく体育館の件なんですけども、利用見込みはどれくらいを見積もっておられますか。それと、鍵の受け渡しですけども、例えば午前中使う団体と午後使う団体があった場合、これは鍵を申し送ることはできるのでしょうか。それとも、その都度、市役所で鍵の受け渡しになるのか、その辺お願いします。

○議長（小林悟） 佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木渉） ただいまのご質問にお答えいたします。

利用見込みについては、多分今使っているところが1か所です。なので、多分そう多くはないと思います。大体週に1件あるかないかはこちらの方では考えております。

あと、鍵の引き渡しですけども、鍵についてはうちの方の課で複数個作りますので、その各種団体ごとに持って行ってもらうような形をとりたいと思います。行き違いがあったりすると、鍵の引き渡しができなくなりますので、その団体、団体に渡したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（小林悟） よろしいですか。

○12番（石井和人） はい。

○議長（小林悟） ほかに質疑ございませんか。4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） 所管だけれども疑義がある。

○議長（小林悟） 所管については、また委員会をお願いします。

○4番（戸田俊樹） いや、重要なことだから、委員会に付託したからっていつでもかんでもできるわけでもないし、そこで賛否取るだけの話だから。これ、天王東湖体育館っていう条例（案）もう作ってるの。こういう物件を単純に公共の一般財産みたいにして使うことを、4月からもうやるっていう話は、簡単にいかないと思うんだけど。そういう手続を踏んだ上だか、総務部長からちょっと、休憩して聞いてけねが。

○議長（小林悟） 所管でお願いしたいと思います。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託とします。

【日程第15 議案第12号 潟上市敬老祝い金条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林悟） 次に、日程第15、議案第12号 潟上市敬老祝い金条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第12号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） それでは、説明資料の11ページをお開き願います。

議案第12号 潟上市敬老祝い金条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、平均寿命の延伸及び社会情勢の変化並びに条例の定める目的に鑑み、祝い金の支給対象者等を見直すため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容についてでございますが、祝い金の支給対象者と支給額を改めるもので、これまで88歳、99歳、100歳、101歳以上の方に支給していた祝い金を100歳の方のみとし、支給額を5万円に改めるものでございます。

また、100歳の祝い金の支給時期につきましては、100歳に達した日から10日以内に支給するとしていたものを、9月以降に100歳の誕生日を迎える方については、県が定める老人月間である9月に支給できるように改めるものでございます。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 88歳の方1万円をなくす、99歳の方2万円をなくす、それから100歳の方は10万円を5万円、101歳以上はなくすということで、これは該当する、対象となる高齢者にとっては、非常に私は残念なことと思います。それで、今後の市としては、敬老に対するいろいろな施策を持っているのかどうなのか、経費等も含めてお答えください。よろしく願います。

○議長（小林悟） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、祝い金の見直しの経緯でございますが、敬老祝い金は高齢者を敬い、長寿を祝福して高齢者の福祉の増進に寄与することを目的として支給しておりましたが、先ほど

も申し上げたとおり、平均寿命の延伸により対象者が増加傾向にあることから、事業を見直して、より高齢者の生活に即したニーズに対応する新たな事業に振り向けるという考えの下、このたび見直しをすることとしております。

それから、敬老の意思表示といいますか、それは100歳につきましては、まず残す、金額は減額になりますが、残して祝い金として差し上げるということで見直ししております。

以上でございます。

○議長（小林悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 今、答弁の中で新しいニーズに対応した施策を考えるということで、私は今後の敬老への施策についてもお伺いしたんですけれども、今のところはじゃあ持っていないということになりますか。経費等含めて。これを削減することによってどれぐらいの経費が浮くとかいうふうなこと、敬老に対する考え方についても伺いたいと思います。

○議長（小林悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 先々の施策に対しての意味合いもありますので、私の方から答弁させていただきますと思います。

今回の事業見直しでありますけれども、先ほど部長から説明がありましたとおり、寿命の延伸であるとか、社会情勢の変化、それに加えまして他自治体の動向等も踏まえた上での今回の見直しの提案でございます。

こうしたいわば特定の高齢者のお祝い金としてこれまで事業を継続してまいりましたけれども、なかなかもう市の財政的にも厳しい状況等もございまして、できれば広く高齢者の方々を支援したいということで、こういった事業の見直しによりまして、既存で取り組んでいる事業もありますけれども、今議会に提案しております例えばインフルエンザのワクチン接種の80歳以上の助成額の増額だとか、こういった財源に充てながら引き続き敬老というか高齢者支援に向けた施策を進めてまいりたいと思っております。

○議長（小林悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 私は、これを削除もしなるとすれば、どれぐらいの経費が浮くのかという経費的なこともお聞きしているんですけれども、今ある80歳なれば3,500円相当のあれですね、カタログからはがきでもって応募するというのは残ると思うんですけれども、それでも私は減額になったとしても、そういうやはりカタログを配布して、こう

いう敬老を祝うというような制度は、私は残した方がいいと思うんですけども、そこから辺について考え方どうですか。

○議長（小林悟） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまのご質問にお答えいたします。

この改正によりどのくらいの費用が削減されるかということですが、7年度の試算でいいますと約450万円弱の削減となります。

以上でございます。

○議長（小林悟） ほかに質疑ありませんか。17番佐藤敏雄議員。

○17番（佐藤敏雄） 先ほど同僚議員がほぼ質問したんですけども、私の方からもこのことについて一点だけ、ちょっと確認も含めて質問させていただくんですけども、先ほどご説明の中で、高齢者を敬い、そして平均寿命の延伸、社会情勢の変化に鑑み見直すとの趣旨であると、このようにまず説明されました。

敬老祝い金についてですけども、数年前に77歳の方は祝い金が廃止にもなりました。人生100年時代、そのように言われる世の中になってきたことは事実であります。財源の見直しの一環であることも理解はできますけども、しかしながら、人生この88歳、そしてこの99歳、100歳ですね、この節目を迎える方並びに家族の方におかれましては、非常に楽しみの一つであるとは私はそのように思います。先ほど市長の中でも全体を大きく捉えてと、みんなに行き渡るようにという施策を考えてという説明でありましたけども、これはこれとして私は450万、本当に少なくないです。額は少なくないですけども、ここに関しては、やはり高齢者は弱者の一人でもあります。子どもと同じでありますので、お金をかけるところはかけてもよろしいのではないかと、私はこのように思う一人であります。今一度このことについて、理由がありましたらご説明いただきたいと思います。

○議長（小林悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 佐藤議員の質問にお答えさせていただきます。

これまでのこの敬老祝い金、77歳の廃止であるとか見直しをしてまいりました。ただ、そういったあくまでも見直しでありまして、そういったその財源を有効に、例えばシルバー人材センター等に除雪をお願いする回数を増やしてみたりだとか、そういった形で広く高齢者の皆様が利用できるような事業の財源であるとか、既存の行政サービスを持続させるための財源であるとか、そういった意味合いも含めまして今回の事業見直しを

しております。

この見直しに当たりましては、各種会合等、地域、私も出向く場面ありますけれども、そういった場面で高齢者からのご意見も伺いながら、大筋了解をいただく中で今回提案しておりますので、その点ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小林悟） ほかに質疑ございませんか。16番伊勢潤議員。

○16番（伊勢潤） 先ほど費用のことについて令和7年度は450万円弱という話を聞きました。2040年問題に向けて、高齢者の人数というのは若干減少しつつも75歳以上は増加傾向となっていこうかと思えます。それに向けて潟上市では人口ビジョンを作っていますが、そこら辺のところでは試算はされていますでしょうか。そういった経緯で財源を確保、ほかの事業に転換していくために考えているという趣旨で伺ったものですが、どうでしょうか。

○議長（小林悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 伊勢議員の質問にお答えいたします。

将来的な具体的な財源のビジョン等々は、見通し等は立てておりませんが、当然そういった高齢者の人口がある程度減少したり置換する、そういった場面、場面において適切な事業を展開していくのが行政側の使命であると認識しております。

○議長（小林悟） 16番伊藤潤議員。

○16番（伊勢潤） 市長の答弁、十分理解できます。健康寿命が延伸することによって高齢者も幅広く年代も分かれていこうかなとは思っています。

もう一点伺います。支給日ですけれども、9月ということになっておりましたが、ちょっと細かいことなんですけど、例えば4月に100歳になりました。9月になったときにはちょっとご存命でなかったとかといった場合は、どういうふうになるのでしょうか。

○議長（小林悟） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまのご質問にお答えいたします。

4月1日から8月までの誕生日の方ということによろしいですか。

○16番（伊勢潤） はい。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） その方については、これまでどおり誕生日に支給ということになります。

以上でございます。

○議長（小林悟） よろしいですか。

○16番（伊勢潤） はい。

○議長（小林悟） ほかに質疑ございませんか。4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） 敬老のお祝い金というものが広く全体にという市長のお考えで、現在元気な方にはインフルエンザの予防だとかその他のところで、いろいろな面で事業をやっているのが我慢してくださいと。ただ、こういう人間の一生の中での祝い事に対する行政のお考えが、浅ければ浅いほど、人はその市に対して思いは浅くなると思うんです。そんなことからすると、3年前に改正したときも私は77歳で夫婦共々という2万円もらえる予定だったけれども、何とか財政が厳しいからごめんしてけると、じゃあしょうがないなということになって、ところが今回またこうして高齢者に対する祝い金をカットすると。これは市長、あなたがね、若いからですよ。なんと副市長も教育長もみな60歳以上である程度プロフェッショナルとしての、人間としての仕事を終えているはずなんです。我々は議員としてここにおりますけれども、そういうところの思いがなければ、全然やってること、言ってることが真逆になってくるんです。ですから、これは取り下げてくださいと、こういう要望をして終わります。

○議長（小林悟） ほかに質疑ございませんか。7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） この問題ね、2年前にも議論させていただきました。先ほど来、同僚議員がそれぞれ疑問を持って、いろんな角度で今、当局にお尋ねをしております。市長の答え、繰り返しても仕方ありませんから、皆さん今拝聴されたとおりですよね。私ね、やはりこれね、非常に行政として、人として、寂しい時代にどンドンどンドン向かっていってるな。人生100年というのは非常にめでたいことですよ。命の尊厳、人を敬う。私、他市がこうとか、隣りがこうとかということじゃなくして、やはり公の行政が率先垂範して、88歳なって良かったね、99で良かったね。それさやはり喜び、お祝いを与える、これが私は人の社会だと思いますよ、基本的に。1万円とか2万円とかという金じゃない。それをインフルエンザさ補助するとか、雪かきさいくとか、全く密度の違う問題。それはそれで必要でしょう、一過性的に。雪降らなければ終わること。インフルだって、それはそれで流行り風邪みたいな話で。それはむしろ自己責任でやればいいことなんです、比較的。これやはり、こういうドーンとカットして100歳までもういっちゃうと。いかがなものかな。今、同僚の戸田議員からも、市長が若いからうんぬんかんぬん、私はそこまでは申しませんが、やはり全体のバランスという

ものを考えれば、老若男女が、きょう今日のこの社会を築き上げてきた。誰がこの社会の築き上げに命をかけ、そして一生かけてやってきたのか。それを思ったときに、私は金じゃない、継続すべきだと思う、はっきり言って。

で、一方において、今回の当初議会に提案されている次から次と、出生時には1万円、新しい1年生には2万円、新中学校には3万円、うんぬんかんぬん。今、市長になってから卒業式とか入学式に行くと、わざわざ来賓祝辞の中で、あの壇上で、皆さんにお祝い金幾らやりますとかって堂々とやっている。非常に聞きにくいね、あれね。あなたがあげるわけでもないし、市民全体の公の公金をやっていることを、あの場で、お祝いの祝辞で言うことでもね、そういうふうなことは一方堂々声高に話す。私やはりね、市長ね、あなたの言うこともある程度理解はできますよ。理解はできますけれども、ここさいるだけでも、手挙げて質問するだけでも議員が四、五人も異を唱えるということは、賛否で押せばいいということでもないし、やはりもう一回原点に立ち返って考えて、そしてじゃあ寄り添うかと。先ほど一番がっかりしたのは、あちこち回って歩いていけば、その対象者となるべく高齢者が、そのことを概ね了解しているったか、理解してると。これ、誰なんですか、どこですか。エビデンスでもあるんですか。そういうね、はっきり言って軽い一つの判断でものをやろうとするということは、私は大きな問題だ。これ年代別にあれですよ、分断されますよ。分断を見ますよ、場合によっては。若い者だけにね、ZでもXでもいいや。そして、ある程度今まで築き上げてきた方に対して、あなた方はもうおしまいですよと、場合によってはその当事者はとりかねないですよ。ですから、私はやはり一つの執行者として、首長として、ガバナンス者として、やはりこういうことは、もっと同じ目線で耳を傾けて、見つめて、そして対応した方が、あなたのためにもなるし、市民全体の幸せ、幸福度にも私はつながると思いますよ。非常にこれ、私は懸念してる。ほかの市がうんぬんじゃない。30万人都市の秋田市とかね、7万人の大館市とか、これはもう莫大な金額にもなりますし、そうかなと。この言ってみれば3万人足らずの潟上市は、私はやはり思いさえあれば継続して、潟上市はやはり人にやさしい、高齢者にもやさしい、そういう風潮を築き上げていける。教育長おっしゃったとおり、小学校の時、町が好きだということが、年取ってからふるさとが好きだと、みんなつながっていますよ、こういうことというのは。ですから、ある意味では教育長がおっしゃっていることと、これ何ですかということ、私はなかなか理解できない部分がありますから、市長ね、提案されたものを撤回すれば、あなたの不名誉にもなると

いうことじゃなくして、思い切って、よしわかったと、そういうことであれば、もう少し状況を見ましようかというぐらい、懐の深いような判断を、まだ付託もされていないわけですから、委員会の方に、入口ですから、十分できますから、どうぞひとつ英断をもっていただきたいということを私は願いたいわけですが、もし答弁あったらいただきたいし、ないとすれば私は強く要望して終わります。いかがですか。

○議長（小林悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 堀井議員の質問にお答えしたいと思います。

先ほど来、るるご説明もありましたとおり、今のその社会情勢の変化、潟上市の少子高齢、人口減少社会の中での町の在り方と地域の在り方、そういったものも昔とは違って変化しております。そうした地域社会における中での高齢者も増えてまいりますので、その地域によっては高齢者同士で支え合わなければいけないような、その地域を維持していくための取組であるとか、こういった祝い金だとかだけではなく、高齢者が潟上市に生活する上で行政として支えていかなければいけないことはまだまだたくさんございます。そうした広い多くの高齢者の方々に、まさに潟上市の行政サービスを受けて、暮らしやすさだとか安全・安心を感じていただくための一つの財源としてそういった事業も充当していかなければいけないですし、ただ一方では、やはり市としての市政としましても、市の財源も限られた財源の中で、そういったまちづくりを進めていかなければいけないと。そういった思いの中で、このたびこういった祝い金の見直しをして、広く高齢者が暮らしやすい、安全・安心を確保できるようなまちづくりに向けて推進していきたいと思って、この条例（案）を提案しておりますので、何とぞそういった市政の運営方針についてご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（小林悟） 7番堀井議員。

○7番（堀井克見） 市長が今おっしゃいましたけども、そのことも全く理解できないとは私は申しません。なるほどねと、それもあるやなど。しかしながら、やはり時代は変われど、時代という今言葉ちょっとおっしゃいましたけども、私は時代変われど残していかなきゃならない不変的なものというのは逆にあるだろうと。450万というのは、これを多いと見るか少ないと見るか普通と見るか。160億、経常収支比率100パーセントを超えている。そういう財政構造の中で、私はやはり450万というのが、88歳以上の方々に1万、2万って、よく頑張ってくれたねと、これからも頼むねと、キャリアを、町のために。そういう思いを託しながら向き合う、すごく大事なことだと思いますよ、

市長。やはりそれは、あとはもうこれは執行者、トップである市長が提案していることなので、どこまでもごり押しするということになれば通るかもしれません。しかしながら、今日ここに、議場に、今日2人欠席しておりますけれども、議員が万が一でも過半数以上が駄目だとなれば、これ通らないわけです。我々議会議員の見識とか、議会議員が市民をどう思っているのか、ある程度高齢者に対してどういう愛情を持っているのか、それも問われている。これね、場合によっては天下分け目の議案になりますよ。それぐらい私は非常に内蔵するものが重い、深いものだと思っていますから、お互いに覚悟して臨むということであれば、今日ここで採決の場でもないの、委員会審査、分科会審査を経て、最終日の採決決着と。場合によっては議会側から修正案出るかもしれないし、ですから、私はそうなれば、また新聞沙汰にもなって決していいこともない。ですから、その前に私はやはり寛容な、聞く耳を持った鈴木市長の姿勢をやはりきちっと示すこと、これが私は素晴らしい姿として市民にも映るのかなと思いますので、大変くどいようですが、そのことを強くお願いをしたいと思います。英断をいただきたい。是非ひとつ撤回をして、従来どおりの予算措置をして対応してもらいたいということを強く強く望むものであります。

以上、終わります。

○議長（小林悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は社会厚生常任委員会へ付託とします。

【日程第16 議案第13号 潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林悟） 次に、日程第16、議案第13号 潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第13号について、当局より提案理由の説明を求めます。畠山建設部長。

○建設部長（畠山修） それでは、説明資料の12ページをお開き願います。

議案第13号 潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、下水道法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてでございますが、除害施設の設置等に係る基準を改正するため、本

条例中の大腸菌群数を大腸菌数に改めるものでございます。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は産業建設常任委員会へ付託とします。

【日程第17 議案第14号 潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林悟） 次に、日程第17、議案第14号 潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第14号について、当局より提案理由の説明を求めます。畠山建設部長。

○建設部長（畠山修） それでは、説明資料の13ページをお開き願います。

議案第14号 潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、水道法施行令の一部改正により、所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてでございますが、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改めるものでございます。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番菅原理恵子議員。

○1番（菅原理恵子） お疲れさまです。

資格要件を改めるという内容ですが、この要件について詳細についてお知らせいただければと思います。

○議長（小林悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山修） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、水道法の12条に、水道事業者は水道の布設工事を自ら施工し、または他人に施工させる場合においては、その職員を指名し、または第三者に委嘱してその工事の施工に関する技術上の監督業務を行わせなければならないということが規定されております。

水道技術管理者については、第19条の方で、水道事業者は水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者を1人置かなければならないとなっております。

この要件でございますけれども、まず布設工事監督者の方の説明をいたします。

これ、学歴によって資格要件が変わっていきますので、まず大学卒業者のところだけ説明させていただきますが、改正前でありまして、大学卒業で土木工学科を卒業した者につきましては、衛生工学または水道工学を専攻した者については2年以上、それ以外の者については3年以上となっておりますが、これを大学卒業で土木工学科を卒業した者については1年半ということで、約半分の実務経験でこの資格を有することになります。

次に、水道技術管理者についてですけれども、大学卒業した場合には、土木の場合については先ほど言いましたように3年と。改正後については、土木工学科を卒業した者には、これについても1年半ということで、約半分ほどの実務経験でこの資格を有するとなっております。

この背景ですけれども、やはり全国的に水道事業に関わっている職員数が、かなり全国的に減っていているということがございまして、特に中小の自治体におきましては、この資格を有する者を配置することが困難になってきているということが、この改定の背景にございます。

以上です。

○議長（小林悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は産業建設常任委員会へ付託とします。

【日程第18 議案第15号 潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林悟） 次に、日程第18、議案第15号 潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第15号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） それでは、説明資料の14ページをお開き

願います。

議案第15号 潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてでございますが、指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所等が併設される場合、配置しないことができる従業者に管理栄養士を加えるものでございます。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑に入ります。質疑ありませんか。3番藤原仁美議員。

○3番（藤原仁美） 内容の配置しないことができる従業者にというところで、では、これまで管理栄養士は配置されていたのかどうかお聞かせください。

○議長（小林悟） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまのご質問にお答えいたします。

この改正につきましては、地方分権一括法により、栄養士法が改正になり、管理栄養士には栄養士資格が不要であるという改正があったため、このたび、栄養士を配置することとなっていた施設については、そこに管理栄養士も追加するという改正内容となっております。

「管理栄養士を配置しないことができる」の部分につきましては、併設元の施設側に栄養士または管理栄養士がいる場合は、併設した事業所には不要だという意味でございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） よろしいですか。

○3番（藤原仁美） はい。

○議長（小林悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は社会厚生常任委員会へ付託とします。

【日程第19 議案第16号 潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林悟） 次に、日程第19、議案第16号 潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第16号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） それでは、説明資料の15ページをお開き願います。

議案第16号 潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてでございますが、家庭的保育事業者等の連携施設を確保する要件を緩和し、連携施設を確保しないことを認める経過措置を5年間延長するものでございます。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は社会厚生常任委員会へ付託とします。

【日程第20 議案第17号 潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林悟） 次に、日程第20、議案第17号 潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第17号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） それでは、説明資料の16ページをお開き願います。

議案第17号 潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてでございますが、家庭的保育事業者等の連携施設を確保する要件を緩和し、連携施設を確保しないことを認める経過措置を5年間延長するとともに、食事の提供についての配慮に管理栄養士を追加するものでございます。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は社会厚生常任委員会へ付託とします。

【日程第21 議案第18号 潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林悟） 日程第21、議案第18号 潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第18号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） それでは、説明資料の17ページをお開き願います。

議案第18号 潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、放課後児童健全育成事業の実施状況を鑑み、開所時間に係る基準を改めるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてでございますが、放課後児童クラブの開所時間を引き下げるもので、学校休業日以外の日は5時間30分を3時間に、学校休業日は11時間を8時間とするものでございます。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番藤原仁美議員。

○3番（藤原仁美） 実施状況を鑑みというところもちょっとよくわからないんですが、まずはその内容の開所時間の引下げによって働きたい女性や、家庭の夫婦だったり保護

者の皆さんが、働きたいという時間を狭めることにならないかと思うのですが、その辺は考えられたのかということと、それにあって困る家庭の支援についてとかは考える予定があるのでしょうか。

○議長（小林悟） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず初めに、実施状況を鑑みとありますが、その内容についてでございますけれども、児童がいなくても支援員等を配置している状況でございます。人件費や光熱費等といった負担が発生しているという状況を鑑みて、このたび見直すものでございます。

あとは、開所時間を短縮することで利用者には不便はないかというところでございますけれども、本条例で見直すところは、開所時間は基準を下回らないで設定しているもので、利用者には不便はないと考えております。

以上でございます。

○議長（小林悟） よろしいですか。

○3番（藤原仁美） はい。

○議長（小林悟） ほかに質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 開所時間の引下げ、これやはり対象となる保護者の方のいろいろな意見を聞きながら進める必要があると思うんですけれども、そこら辺についてはご意見とか伺ったものですか。

○議長（小林悟） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまのご質問にお答えいたします。

利用者からの声でございますけれども、声は改めていただいておりますが、その設定された今回改正する時間内で想定した場合、利用する児童はいないという捉え方でまず今回はこの基準で大丈夫だという判断で見直しすることに至りました。

以上でございます。

○議長（小林悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） こういう子どもに関する重要事項については、やはり保護者の方から十分に意見を聞いて、アンケートを取って、その上でどうするのかということをやはりみんなにお話をしながら、聞きながら私は進めていくべきものだと思います。それについては改めてお話聞かなかったということなので、改めて話を聞く必要があるんじゃないかなと、アンケートも取りながら、そうと思いますが、どうですか。

○議長（小林悟） 暫時休憩します。

午後 0時10分 休憩

.....

午後 0時11分 再開

○議長（小林悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまのご質問にお答えいたします。

利用形態につきましては、今までどおりということにして、改正後の3時間、8時間というのは、最低限3時間、8時間開所しますよということで、子どものスポ少とか行事とかの事情によって3時間を超えるという場合も今までどおり児童クラブを利用してもらうということになります。

以上でございます。

○議長（小林悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 今回の改正でありますけれども、国の基準に合わせて3時間、これは要は施設設置者側の立場から見れば、今までの長い基準であれば、いなくても開設しなければいけないという状況がありましたけれども、今現在の利用状況によって大方3時間以内であれば利用される方も利用できると。そういったことで、設置者側としても、その時間であれば余計な光熱水費だとか人件費をかけずに済むという意味での改正でございます。当然施設の運営の方法としましては、先ほど部長から説明がありましたとおり、様々学校行事や仕事等で3時間を超えて預かっていただきたい方に対しては、当然ながら今までどおりしっかりと預けることができるという状態でありますので、そういった意味合いでの改正だということを何とぞご理解いただきたいと思います。

○議長（小林悟） ほかに質疑ございませんか。7番堀井議員。

○7番（堀井克見） 市長、国の改正で万やむを得ないという今、市長の答弁でしたが、わかりにくいね、これも。子育て応援課、まさに子育てをしやすいように応援していく課、基本はね。今までと変わらなければ、何も変える必要ないでしょう。これ条例ですよ。条例ということは、潟上市独自で定める法律だ。国がそうであっても、許容の範囲として、潟上市、要するに自治体としてできるのであれば、今までどおりの形を推進していく。むしろこれが子育てにやさしい、簡単に2時間半とか3時間の圧縮なりますけれども、万が一でも、もし親御さんが職場の都合とかで抜け出さなければ、その子たちが

もう、少なくともこの時間で引き取らなきゃならないような事態が発生してくるわけですよ。万が一あれば、その都度、施設の方と交渉してと。これ大変なやはり混乱を生む可能性もある。ですから、やはりこういうことは、やはり当事者に丁寧にアンケートを取って、燃料費こうだとか、例えば職員の時給がアップするとか、そういうことでこれ解決できる問題でしょうか。私は違うと思う。ですから、やはりもう少し当事者がどれくらいいて、今までで、例えば短縮したときにどれぐらいの対象者の子どもたちが出てくるのか、実績としてあったのか、そして、公的な、公でやっている施設と、それから私と二つあるわけでしょう、潟上市の中に。それをみんな一緒くたにやるのか等々も含めて、やはりもう少し細に入り、微に入り、私どもにご提示をしていただかないと、果たしてこれが条例出てきたからいいよと。当事者にしてみれば、これ大変な問題になると思う、子育て世帯は。ですから、そこら辺どうもわかりにくいし、担当部長が答えて、今、最後に市長答えたけれども、何も変わらなかったら現状のままでよくないですか、どうですか。

○議長（小林悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 堀井議員のご質問にお答えします。

あくまでも利用者側にとってみれば、何もその利用形態が変わるといふものの改正ではございません。あくまでもその施設利用、運営の実態として、今までの法律であれば、全く子どもがいない時間もその施設設置者側は人を雇い、光熱水費をかけていなければいけなかった状態が、今現在のその実態に即した時間内で開設するといふものでありまして、子育て世帯に対する利用内容が変わるとか、それは先ほどから、繰り返しの答弁になりますけれども、利用者側の利用状況が変わるものではなく、長くやはり市内においてもそういった施設運営者側にも頑張っていたいただいて、そういった施設を運営していただくといふのも、これも一つの行政サービスでありますので、そういったものを持続するための改正であるということをご理解いただきたいと思います。

○議長（小林悟） 7番堀井議員。

○7番（堀井克見） いやあ市長のやはりおっしゃること、なかなか私はやはり解釈できない。やはりこの、少なくとも時間、開所時間の引下げということが条例として定められますと、これ一つのルールになりますよ。子どもたちがそこに入所する場合に、入所申し込みするときに、この時間の範ちゅうで学童保育は運営されますとよ。入口でもうその縛りかかりますよ。はっきり言って。ですから、そこら辺ね、もうそれはいわゆる

親の都合だよ、子どもを預けるということは。従来どおり2時間半でも3時間でも、延びても、ちゃんと預けてもらうんだということを、公的な施設も私的な施設もだよ、きちっと確約できるようなやはり条例というものをここに定めておかないと、何も変わらないけれども変えるという、そもそもおかしいもんね。やはり変わるから、これ変えるっていうことは変化があるっていうことですよ。市長の切り口は切り口として、いや、ここは変わらないという、変わりますよ。施設運営するときに、そのやはりルールとか規格に合わなければ受け付けられないということだって有り得るわけだから、特に私的なものとか、公的なものは例えば役所の方でこうしなさいとなればある程度従うかもしれません。だからそこら辺が非常にわかりにくいので、少なくとも一抹の不安も持たないような体制というものを、逆に一札入れて、そしてこの条例の例えば改廃していくとなればまだしも、時間だけ圧縮するというだけでは、やはり条例として私は、どちらかといえば不完全燃焼かなという気がしてならないので、そこら辺の検討する余地というのは全くないのかあるのか、どうなんですか。

○議長（小林悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 堀井議員の再質問にお答えいたします。

繰り返しの答弁になりますけれども、あくまでその利用者側にとってみれば、3時間しか預けられないとかそういったものではございません。具体的に言えば、5時間30分預けなければいけないという方は預けられる、そういった形で児童クラブの運営は市としてもお願いしていくことなので、繰り返しになりますけれども、利用者側から見れば何も利用の内容が変わるものではないと。

ただ、これまでであれば、国の基準において最低5時間は設置しなさい、11時間は設置しなさいといったものが、要は全く利用者がいないのに開所しておかなければいけなかったと。そして、そういったものには当然その人件費と光熱水費等が無駄にかかるわけでありまして、そういったものをもう少し実態に合わせてフレキシブルに運営していくために、そういった時間を短縮するものでありますので、利用される方の利用は全く変わらないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（小林悟） 堀井議員。

○7番（堀井克見） そうすれば具体的に、市長、全くいないのに開所していた実態というのはどれぐらいのパーセンテージあったんですか。そして、実態は変わらないけれども変えなきゃならないと今声高におっしゃいますけれども、全く例えば誰もいないのに施

設を開けていて、管理者もいる、あるいは燃料も使う、そういう事例というのはどれぐらいの頻度、割合で発生して、実質は変わらないんだけども変えるんだという行動に市は至ったのか、その具体的な割合なり状況をお示しいただけますか。

○議長（小林悟） 暫時休憩します。

午後 0時15分 休憩

.....

午後 0時16分 再開

○議長（小林悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 堀井議員、利用状況につきましては、月平均、月当たりでありますけれども、6時間以上を超えて施設を利用される方が月に3名程度だそうです。全体、一月当たりの利用状況からすると、全体の3割の利用者がいるようであります。

○議長（小林悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は社会厚生常任委員会へ付託とします。

昼食のため暫時休憩します。再開は1時半にお願いします。

午後 0時17分 休憩

.....

午後 1時30分 再開

○議長（小林悟） 休憩前に戻り会議を開きます。

【日程第22 議案第19号 潟上市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林悟） 日程第22、議案第19号 潟上市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第19号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） それでは、説明資料の18ページをお開き願います。

議案第19号 潟上市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、子ども・子育て支援法の一部改正により、所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてでございますが、過料を科する規定に、妊婦のための支援給付に係る規定を追加するものでございます。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は社会厚生常任委員会へ付託をします。

【日程第23 議案第20号 市道路線の廃止及び変更について】

○議長（小林悟） 日程第23、議案第20号 市道路線の廃止及び変更についてを議題とします。

議案第20号について、当局より提案理由の説明を求めます。畠山建設部長。

○建設部長（畠山修） それでは、説明資料の19ページをお開き願います。

議案第20号 市道路線の廃止及び変更についてご説明いたします。

本案件は、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、市道路線の廃止及び変更について、議会の議決を求めるものでございます。

廃止する路線は2路線で、一般交通の用に供する必要がなくなったため廃止するものでございます。

また、変更する4路線は既に潟上市道に認定されている路線で、歩道設置や側溝改良など市道の改良工事による道路部面積等の変更によるものでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は産業建設常任委員会へ付託とします。

【日程第24 議案第21号 令和6年度潟上市一般会計補正予算（第8号）（案）について から 日程第31 議案第28号 令和6年度潟上市下水道事業会計補正予算（第3号）（案）について】

○議長（小林悟） 次に、日程第24、議案第21号 令和6年度潟上市一般会計補正予算（第8号）（案）についてから日程第31、議案第28号 令和6年度潟上市下水道事業会計補正予算（第3号）（案）についてまでを一括議題とします。

議案第21号から議案第28号までについて、当局より一括して提案理由の大綱説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、説明資料の20ページをお開き願います。

議案第21号から議案第28号までの令和6年度潟上市一般会計、特別会計及び公営企業会計の3月補正予算（案）の大綱についてご説明いたします。

はじめに、予算の規模でございます。

1、一般会計は、補正前の額182億7,532万2,000円、補正額3億5,263万8,000円の追加で、補正後の額は186億2,796万円でございます。

補正予算の財源でございますが、特定財源が2億949万6,000円、一般財源が1億4,314万2,000円で、内訳は記載のとおりでございます。

次の21ページをお願いいたします。

2、特別会計の補正額は、（1）国民健康保険事業54万8,000円、（2）後期高齢者医療97万6,000円の減額、（3）介護保険事業1億2,459万円、（4）豊川財産区128万6,000円、（5）和田妹川財産区17万5,000円、（6）飯塚財産区33万1,000円でございます。

3、公営企業会計の補正額は、（1）下水道事業592万円でございます。

次の22ページをお願いいたします。

補正予算案の主な内容についてご説明いたします。

1、「稼げる力」の創造の（1）新基本計画実装・農業構造転換支援事業7,938万8,000円は、農作物の生産性及び品質の向上を図るため、老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に対し支援するものでございます。

2、「支える力」の創造の（1）介護給付費・訓練等給付事業1,322万4,000円は、障がいのある方が地域の中で自立した生活を送るため、日常生活に必要なサービスを受ける費用を給付するものでございます。

（2）福祉医療給付事業807万1,000円は、児童、高齢身体障がい者等の心身の健康の保持と生活の安定を図るため、医療費自己負担分を助成するものでございます。

次の23ページをお願いいたします。

(3) 子どものための教育・保育給付事業1,792万8,000円は、就学前教育・保育の充実のため、潟上市立施設以外の教育・保育施設の利用に対する経費を支援するものでございます。

Ⅱ、公共事業の(1)ため池等整備事業37万5,000円は、越水などの災害を防止するため、老朽化が進む農業用ため池施設等を整備するものでございます。

Ⅲ、その他の(1)基金積立金3億6,487万5,000円は、一般会計に係る積立金で、主なものは、①財政調整基金積立金1億2,710万9,000円、③ふるさと応援基金積立金1億6,263万9,000円でございます。

参考までに、令和6年度末残高見込額は、財政調整基金17億9,431万円、公共施設等総合管理基金1億1,298万1,000円でございます。

次の24ページをお願いいたします。

(2) 各特別会計基金積立金は1億3,301万円で、主なものは②介護給付費準備基金積立金1億3,067万円でございます。

このほか、繰越明許費の追加7件、地方債補正2件を計上しており、内容は記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長(小林悟) これで大綱説明を終わります。

【日程第32 議案第29号 令和7年度潟上市一般会計予算(案)について から 日程第40 議案第37号 令和7年度潟上市下水道事業会計予算(案)について】

○議長(小林悟) 次に、日程第32、議案第29号 令和7年度潟上市一般会計予算(案)についてから日程第40、議案第37号 令和7年度潟上市下水道事業会計予算(案)についてまでを一括議題とします。

議案第29号から議案第37号までについて、当局より一括して提案理由の大綱説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長(千葉秀樹) それでは、別冊の令和7年度当初予算概要の1ページをお開き願います。

議案第29号から議案第37号までの令和7年度潟上市一般会計、特別会計及び公営企業会計予算(案)の大綱についてご説明いたします。

令和7年度潟上市一般会計予算の総額は、歳入歳出とも166億5,000万円で、前年度比11億3,200万円、7.3パーセント増でございます。

次の2ページをお願いいたします。

(1) 歳入の主なものについてご説明いたします。

- 1 款市税は29億2,826万5,000円、前年度比1.3パーセント増でございます。
- 10 款地方交付税は60億6,359万6,000円、前年度比0.3パーセント増でございます。
- 14 款国庫支出金は26億91万6,000円、前年度比23.1パーセント増でございます。
- 15 款県支出金は10億7,279万5,000円、前年度比0.1パーセント減でございます。
- 18 款繰入金は13億1,572万6,000円、前年度比27.3パーセント増でございます。
- 21 款市債は8億9,430万円、前年度比63.3パーセント増でございます。

4ページをお願いいたします。

(2) 歳出の目的別予算の主なものについてご説明いたします。

- 1 款議会費は1億6,815万4,000円、前年度比0.4パーセント増でございます。
- 2 款総務費は21億1,132万1,000円、前年度比18.1パーセント増でございます。
- 3 款民生費は63億2,244万3,000円、前年度比3.9パーセント増でございます。
- 4 款衛生費は10億6,939万9,000円、前年度比2.7パーセント増でございます。
- 6 款農林水産業費は3億1,133万7,000円、前年度比6.5パーセント減でございます。
- 7 款商工費は4億3,850万8,000円、前年度比12.2パーセント減でございます。
- 8 款土木費は17億7,467万9,000円、前年度比12.1パーセント増でございます。
- 9 款消防費は10億9,830万1,000円、前年度比12.2パーセント増でございます。
- 10 款教育費は16億8,318万8,000円、前年度比28.1パーセント増でございます。
- 12 款公債費は16億5,188万8,000円、前年度比3.3パーセント減でございます。

次に、性質別予算の主なものについてご説明いたします。

- 人件費は28億2,922万1,000円、前年度比7.1パーセント増でございます。
- 扶助費は28億1,212万6,000円、前年度比7.7パーセント増でございます。
- 公債費は16億5,188万8,000円、前年度比3.3パーセント減でございます。
- これら3つを合わせた義務的経費は、全体の43.8パーセントでございます。
- 普通建設事業費は16億3,478万7,000円、前年度比44.1パーセント増でございます。
- 物件費は30億1,809万1,000円、前年度比11.4パーセント増でございます。
- 補助費等は25億8,339万5,000円、前年度比0.8パーセント増でございます。
- 繰出金は14億6,050万5,000円、前年度比3.7パーセント減でございます。

次に、飛びまして7ページをお願いいたします。

下段になります、6の令和7年度各特別会計・企業会計予算についてでございます。

各特別会計及び企業会計を合わせた総額は108億5,704万4,000円で、前年度比2.0パーセント増でございます。

主な内訳は、社会保障関係が80億5,189万6,000円、前年度比4.2パーセント増、企業会計が28億400万1,000円、前年度比4.0パーセント減でございます。

飛びまして9ページをお願いいたします。

Ⅱ、重点施策の概要についてご説明いたします。

令和7年度当初予算（案）は、ふるさと潟上の将来を見据えた「稼げる力」「支える力」「考える力」を政策の柱とし、市民が幸せを実感し、誇りや生きがいをもって暮らせる魅力あるまちづくりを推進するため、特別会計等や再掲を含め、総額125億6,010万円となる事業を計上しております。

事業内容の説明は、新規事業のほか、主な事業のみとさせていただきます。

一つ目「稼げる力」の創造には、5億1,315万円を計上しております。

1、農業生産力の向上及び担い手支援の（1）農業生産振興事業2,543万3,000円のうち、次の10ページになります、③潟上果樹支援事業費補助金128万8,000円は、果樹栽培において、受粉作業を行う際に利用する花粉増量剤の価格が大幅に高騰していることから、安定的な果樹生産を支援するため、花粉増量剤の購入費用の一部を支援するものでございます。

飛びまして12ページをお願いいたします。

5、起業・企業立地の推進の（1）起業・創業支援事業320万円は、新たな産業の育成による地域活性化を図るため市内での創業を支援するもので、新たにチャレンジ枠を設け、創業しやすい環境を構築するため、創業前に自身の力量を試すための出店費用を支援するものでございます。

（2）工場等設置奨励事業2,574万3,000円は、市外からの企業誘致を積極的に展開するため、潟上市工場等設置奨励条例に基づき誘致企業への支援を行うもので、令和7年度は③設備投資助成金として1,937万9,000円を計上しております。

飛びまして14ページをお願いいたします。

7、特産品等の販売促進の（2）ふるさと納税事業1億4,706万1,000円は、ふるさと納税を原資とした基金による市の振興のため、返礼品の充実や潟上市の知名度向上、寄附者及び寄附金額の増加を図るものでございます。

次の15ページをお願いいたします。

二つ目の「支える力」の創造に係る事業は、95億1,122万9,000円を計上しております。

次の16ページをお願いいたします。

3、健康づくりの推進の（1）国保特定健診等事業4,012万3,000円のうち③服薬情報通知事業208万5,000円は、医療費の適正化と健康被害の防止を図るため、重複服薬者、多剤服薬者に対し、服薬情報通知を送付するものでございます。

次の17ページをお願いいたします。

4、感染症予防の推進の（1）高齢者予防接種事業3,559万円は、感染症の発生とまん延防止や後遺症の予防と症状の軽減のため、予防接種費用の助成及び感染症予防意識の向上に取り組むものでございます。

①季節性インフルエンザ予防接種事業では、80歳以上の方の助成金額を2,000円に拡充するものでございます。

③带状疱疹予防接種事業では、65歳以上の方等が定期接種の対象となりますが、50歳以上の方で定期接種の対象とならない方にも引き続き接種費用を助成するものでございます。

次の18ページをお願いいたします。

5、子育て支援の充実の（2）地域子育て支援センター運営事業1,497万6,000円は、現在4拠点ある子育て支援センターを令和7年度から昭和子育て支援センターに集約し、各地域で出張ひろばとして展開し、地域子育て支援拠点機能の充実を図るものでございます。

次の19ページをお願いいたします。

6、子どもを産み育てやすい環境づくりの（1）利用者支援事業795万6,000円は、母子保健の子育て世代包括支援センターと児童福祉の子ども家庭総合支援拠点の機能を維持した上で、新たに子ども家庭センターを設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、一体的に切れ目のない支援を行うものでございます。

次の20ページをお願いいたします。

（3）妊産婦健診等事業2,256万2,000円は、母子の健康の保持・増進のため、妊産婦健診等を受診した際の費用助成を行うもので、①妊産婦健康診査等では、検診費用の助成に新規に超音波検査を加えるものでございます。

次の21ページをお願いいたします。

(4) 乳幼児健診事898万3,000円は、乳幼児の健やかな発育・発達を促すため、乳幼児健診を実施するもので、①乳幼児健康診査678万7,000円では、新規に1か月児健康診査を加えるものでございます。

飛びまして23ページをお願いいたします。

8、教育環境の整備・充実の(1) 学校支援事業18万円は、中学校の国語、数学、英語の各教科の専門家で学校支援チームを編成し、授業改善への支援や学校の取組などについて分析・アドバイスを行い、学校の学力向上への取組を支援するものでございます。

(2) 小・中学校管理運営事業2億5,625万7,000円のうち①相談体制整備事業307万9,000円では、新規に弁護士を配置し、速やかな問題解決を行うものでございます。

次の24ページをお願いいたします。

(3) G I G Aスクール整備事業6,863万4,000円は、令和7年度で整備から5年が経過し、ライセンスが使用期限を迎えるため、学習用タブレット等の更新を行うものでございます。

飛びまして27ページをお願いいたします。

13、空家対策の推進の(1) 空家等対策事業452万8,000円は、市民が安全に安心して暮らすことができる良好な生活環境を確保するため、潟上市空家等対策計画に基づき、空家等対策を総合的かつ計画的に推進するもので、③空家等対策審議会の設置・開催など、一歩踏み込んだ対策を推進するものでございます。

次の28ページをお願いいたします。

三つ目の「考える力」の創造に係る事業は、3億1,408万6,000円を計上しております。

1、市民の参画の推進の(1) 若者市政参画推進事業8万3,000円は、市の課題等に対し若年層の視点による柔軟な発想を取り入れるため、まちづくりに関し、特に関心が薄いとされるZ世代の市政参画を促すものでございます。

飛びまして30ページをお願いいたします。

最後に、3つの力の下地となる社会基盤を整備する公共事業として、22億2,163万5,000円を計上しております。

1、幹線道路・生活道路の整備の(1) 道路改良・舗装修繕事業等3億6,400万円は、安全で快適な道路交通を確保するため、市道改良・舗装修繕等を実施するもので、主な

路線は、武利子澤白洲野樹園地1号線ほか2路線や二田追分線でございます。

次の31ページをお願いいたします。

(3) 道路冠水対策備品整備事業5,884万2,000円は、激甚化・頻発化する大雨に伴う道路冠水被害の軽減を図り、早期に通行再開を可能にし、災害への対応力を強化するもので、令和6年度に引き続き、可搬式排水ポンプシステム1台を購入するものでございます。

2、都市公園の整備等の(2)公園長寿命化事業3億1,058万4,000円は、公園の長寿命化を図るため、老朽化した箇所を改修するもので、鞍掛沼公園多目的広場のフットボールセンターの人工芝改修工事及び夜間照明灯改修工事を実施するものでございます。

次の32ページをお願いいたします。

4、上下水道事業の安定供給の(1)水道施設更新事業2億2,622万7,000円は、上水道の安定供給を図るため、浄水場等の適正な維持管理と老朽化や自然災害への備えとして計画的な更新・改修を行うもので、今年度は継続費の2年目として昭和浄水場及び関連施設の機械・電気設備更新を実施するほか、新規に給水車を配備し、災害に備えるものでございます。

次の33ページをお願いいたします。

5、地域防災力の向上の(2)防災行政無線改修事業5,960万9,000円は、防災力向上のため、Jアラートの受信機器の更新と操作機器の改修を行うものでございます。

6、教育施設の整備等の(1)学校改修事業5億23万6,000円は、児童生徒が安全・安心で健康に学校生活を送ることができるよう環境を整備するもので、主なものは追分小学校校舎増築事業4億8,798万8,000円でございます。

以上でございます。

○議長(小林悟) これで大綱説明を終わります。

【日程第41 予算特別委員会の設置について】

○議長(小林悟) 次に、日程第41、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。議案第21号から議案第37号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林悟) 異議なしと認めます。したがって、議案第21号から議案第37号まで

については、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

【日程第42 予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について】

○議長（小林悟） 次に、日程第42、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任についてを議題とします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長を選任するため、予算特別委員会を開催します。

暫時休憩します。

午後 1時59分 休憩

午前 2時01分 再開

○議長（小林悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長が選出されましたので、報告いたします。

委員長には16番伊勢潤議員、副委員長には12番石井和人議員、以上のとおり決定しました。

【日程第43 同意第1号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の推薦について】

○議長（小林悟） 次に、日程第43、同意第1号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の推薦についてを議題とします。

同意第1号について、提出者の説明を求めます。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） それでは、説明資料の26ページをお開き願います。

同意第1号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の推薦についてご説明いたします。

本案は、湖東地区行政一部事務組規則第5条第1項の規定に基づき、同組合議会議員の推薦について、議会の同意を求めるものでございます。

候補者は、住所 潟上市飯田川金山字家ノ前143番地、氏名 古戸信雄、生年月日 昭和28年12月9日でございます。

任期は、令和7年4月20日から令和11年4月19日までの4年間でございます。

なお、本日お配りした議案書の裏面に略歴がございますので、適宜ご覧ください。

ご同意のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから同意第1号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林悟） 起立全員です。したがって、同意第1号は、同意することに決定しました。

【日程第44 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について】

○議長（小林悟） 次に、日程第44、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

諮問第1号について、提出者の説明を求めます。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） それでは、説明資料の27ページをお開き願います。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明いたします。

本案は、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、同委員候補者について推薦するものでございます。

候補者は、住所 潟上市飯田川和田妹川字出張1番地、氏名 菊地蝶子、生年月日 昭和38年7月25日でございます。

任期は、令和7年7月1日から令和10年6月30日までの3年間でございます。

なお、本日お配りした議案書の裏面に略歴がございますので、適宜ご覧ください。

ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小林悟） ただいまの説明について、ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 意見なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林悟） 起立全員です。したがって、諮問第1号は、同意することに決定しました。

【日程第45 陳情第1号 「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する陳情書 から 日程第47 陳情第4号 加齢による難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める陳情】

○議長（小林悟） 日程第45、陳情第1号から日程第47、陳情第4号までを一括議題とします。

陳情第1号から陳情第4号までについては、お手元に配布した陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林悟） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号から陳情第4号までについては、陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、2月27日木曜日、午前10時から本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうもご苦勞様でございました。

午後 2時06分 散会

